○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字日影竹ノ下一三一二の八、一三一二の九、一三一二の口の一から一三一二の口の七まで、一三一三、字北瀬戸一九八九の口、一九九〇の口の一から一九九〇の口の三まで、一九九二の口、字後沢一九九〇の一、一九九一の一、一九九二のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北瀬戸一九八九の口、一九九二の口、字後沢一九九〇のイ、一九九二のイ

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡南牧村大字広瀬字牛房一七三三の一、一七三三の二、一七三三の五、字野辺山一八四五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県西尾市東幡豆町細田五・六・石田八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一、一二の二、一三、一四、石東一五、一六、三一、三一の一、三五、三六、三七の一から三七の三まで、四〇から四二まで、四三の一、四三の二、一四・三二から三四まで・三八・三九・南造田五の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、五の三、六、洲崎山五三、五四、五五の一、五五の二、五六、五八の九、五八の一〇、五八の三〇、五八の三一、五八の三三、五八の三四、五八の三六から五八の三八まで、五八の四〇、五八の五一、五八の五八、五八の六四、五八の六五、五八の六七、五八の九〇、五八の一一〇、五八の一三九から五八の一四二まで、五八の一四六から五八の一五〇まで、五八の一五四から五八の一五八まで、五八の一六一から五八の一六三まで、五八の一六九、五八の一七二から五八の一七五まで、五八の一八二から五八の一八八まで、五八の二〇七、五八の二〇八、五八の二一一、五八の二二九、五八の二三三、五八の二三六、六五から六七まで、七二から七四まで、八二から九〇まで、九一の一、九一の二、九一の四から九一の一〇まで、九四の一から九四の三まで、一一〇、一二〇から一二九まで、一三三から一三五まで、五二の三・五七・五八の二一・五八の二七・五八の四一から五八の四四まで・五八の六〇から五八の六三まで・五八の六六・五八の六八・五八の九二から五八の九七まで・五八の一〇〇・五八の一〇九・五八の一一一から五八の一一五まで・五八の一二五から五八の一三八まで・五八の一五一から五八の一五三まで・五八の一五九・五八の一六〇・五八の一六四から五八の一六八まで・五八の一七〇・五八の一七一・五八の一七七から五八の一八一まで・五八の一九七・五八の二〇四から五八の二〇六まで・五八の二〇九・五八の二一二から五八の二一八まで・五八の二二二から五八の二二五まで・五八の二二六・五八の二六三から五八の二七〇まで・六一から六四まで・六八・七九・八一・九一の三・九二・九三・九五から九七まで・九八の一・九八の二・九九・一〇九の一・一一八・一一九（以上百二十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県西尾市東幡豆町細田五・六・石田八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一、一二の二、一三、一四、石東一五、一六、三一、三一の一、三五、三六、三七の一から三七の三まで、四〇から四二まで、四三の一、四三の二、一四・三二から三四まで・三八・三九・南造田五の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二、五の三、六、洲崎山五三、五四、五五の一、五五の二、五六、五八の九、五八の一〇、五八の三〇、五八の三一、五八の三三、五八の三四、五八の三六から五八の三八まで、五八の四〇、五八の五一、五八の五八、五八の六四、五八の六五、五八の六七、五八の九〇、五八の一一〇、五八の一三九から五八の一四二まで、五八の一四六から五八の一五〇まで、五八の一五四から五八の一五八まで、五八の一六一から五八の一六三まで、五八の一六九、五八の一七二から五八の一七五まで、五八の一八二から五八の一八八まで、五八の二〇七、五八の二〇八、五八の二一一、五八の二二九、五八の二三三、五八の二三六、六五から六七まで、七二から七四まで、八二から九〇まで、九一の一、九一の二、九一の四から九一の一〇まで、九四の一から九四の三まで、一一〇、一二〇から一二九まで、一三三から一三五まで、五二の三・五七・五八の二一・五八の二七・五八の四一から五八の四四まで・五八の六〇から五八の六三まで・五八の六六・五八の六八・五八の九二から五八の九七まで・五八の一〇〇・五八の一〇九・五八の一一一から五八の一一五まで・五八の一二五から五八の一三八まで・五八の一五一から五八の一五三まで・五八の一五九・五八の一六〇・五八の一六四から五八の一六八まで・五八の一七〇・五八の一七一・五八の一七七から五八の一八一まで・五八の一九七・五八の二〇四から五八の二〇六まで・五八の二〇九・五八の二一二から五八の二一八まで・五八の二二二から五八の二二五まで・五八の二二六・五八の二六三から五八の二七〇まで・六一から六四まで・六八・七九・八一・九一の三・九二・九三・九五から九七まで・九八の一・九八の二・九九・一〇九の一・一一八・一一九（以上百二十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字大久保和名倉三八六七、字大久保山ノ神畑三八七〇、字大久保サカシ畑三八七二、字麻生イシツ久保五五五八・字麻生石ツ久保五六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字麻生和名倉五五四四、字上中尾鎌双里五六三二、字上中尾カマソウリ五六三三の二、五六三四の二、字上中尾五六三五の一、五六三五の二、五六三六、字栃本タキ川トハ五六四三の一・字川又入川トハ五七〇六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字入川ヲキ入三三五四の一、字入山シヨブノ下三三五四の二、字入山ヤハコヤ三三五五、字入山シヨウブ下五七一一、字入山弥八小ヤ五七二七、字塩沢井戸沢入六一七二の一、六一七二の三（次の図に示す部分に限る。）、中津川字ウズノ四六七から四七〇まで、四七一の一、五六四の二、五七四の一、五七五、字上エ山四七六、四七七、字ノクノソリ四七八の一、字若沢口四七九の一（次の図に示す部分に限る。）、字若沢四八〇の一、四八〇の二、四八一、四八二、四八四、四八五の一、四八五の二、字ナガ川原四八七の一、四八八の一、字王冠四八九の一（次の図に示す部分に限る。）、四八九の三、四九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字カマクラ沢四九一、四九二、字ムジナ沢四九三、四九四の一から四九四の三まで、字ガク沢四九六、四九九から五〇六まで、五〇七の一、字小倉五〇八の一、五〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、字新平沢五一〇から五一六まで、字横岩五一七の一、五七三の一、五七三の三、字大山沢五二四・五三〇・五三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字ホトノ久保五二五、字アサガラウツ